

# JAL被解雇者労働組合（JAL 争議団）

[info@jhu-wing.main.jp](mailto:info@jhu-wing.main.jp)

<https://jhu-wing.main.jp/>

10月20日 事務折衝「業務委託（3回目）」報告：その1

**組合：既存2労組に会社が「協定（案）・合意書（案）」を提示したのは6月23日か？**

**会社：そうだ**

**実は6月24日！だったことが判明  
（交渉後半に「嘘」がバレて大紛糾！！）**

【JHU】既存2労組への業務委託の提案および協定（案）・合意書（案）の提示は6月23日だと確認した。間違いないか。  
《会社》そうだ。

**組合：「業務委託契約」を現社員に広げる考えはあるか？**

**会社：現時点ではない**

【JHU】前回（8/3）の交渉で会社が「預かる」「確認する」とした3点に回答を求める。

《会社》今回の業務委託は「家内労働（内職）にあたらぬか」について、家内労働は材料の提供を受け製造加工する業務が原則となっているので、内職にあたる業務ではないと認識している。

【JHU】はい。

《会社》続いて「改正高齢者雇用安定法の創業支援等措置に基づく委託契約にならないか」「労災も適用されるのではないか」について、基本的にこの制度は定年後に雇用を継続されている労働

者が対象で、既存の社員の継続就労の一つとしての位置付けなので、解雇者は対象外だ。また、被解雇者には65歳未満の方がいるので対象にはできない。少なくとも今回の業務委託契約の中で解決する考えはない。

【JHU】「改正高齢者雇用安定法」の対象者だが、「業務委託契約」は、現行の社員が60歳や65歳になった時にも適用できる働き方だが、一般社員に広げる考えはあるのか。

《会社》現時点ではない。

**「インボイス制度」に係る確認**

**会社：免税事業者のままで構わない、消費税は会社が払う**

《会社》「2023年からインボイス制度の導入に伴い業務委託契約の受託者が消費税を払う義務が生じ、負担が大きくなるか」について、

個人事業者で1千万円以上の売り上げがある事業者以外は、基本的に受託者は課税事業者ではなく、消費税の納税の必要はない。インボイス制

度では、免税事業者は「適格請求書」(注：インボイス/領収書)を発行できず、その「適格請求書」がないと、委託者は「仕入税額控除」を受けられない。その場合も、会社が還付を受けられないだけで、特に受託者に消費税の納税義務を課すことは考えていない。

【JHU】 今回の業務委託の受託者は、税務署に登

録しインボイスが発行できる課税事業者にならずに、免税事業者のままで良いのか。

《会社》 免税事業者のままで構わない。

【JHU】 発注元の会社は業務委託報酬の消費税分は、仕入税額控除の対象とならないがそれで良いのか。

《会社》 その通りだ。

## 「業務委託契約」(雇用関係なし)対 「フレックス制のリモートワーク」(雇用関係あり)

組合：雇用関係が生じるフレックス制のリモートワーク

を何故提案しなかったのか？

会社：フレックスだと手を挙げられない方がいる？？

【JHU】 前々回(7/15)の交渉で、「契約形態」は、「リモートワーク」ではだめなのかとの質問に、リモートワークは「時間制限や就業時間管理が出てくる」「成果が出て働き方がフレキシブルになる」「自由度が上がりハードルが低くなる」と答えた。会社はこれまで「雇用で解決する」と言ってきた。「業務委託」は雇用関係がない。しかし、「フレックス制」のリモートワークであれば雇用関係もあるし、自由度も上がる。

《会社》今、フレックス制をやっているが、月間160時間以上働くという制限があり、それに比べ業務委託は自由度が高い。

【JHU】 就業時間の問題と言ったが、会社が委託する業務例①~⑨は、一月当たり何時間で果たせる業務なのか。成果が出ないと報酬を減額したり契約を打ち切ったりされれば、時間制限もなく、成果が出るまで働くことにならないか。

《会社》 業務を遂行して頂くのが条件だ。

【JHU】 質問は、雇用関係があるフレックス制のリモートワークでは何故駄目だったのかだ。それに対し、就業時間の制限、時間管理の問題が出てくるというから、では業務委託して一体どれくらい働かせるのかという質問だ。

《会社》 フレックス制でも、時間が自由になるわけではない。月間の就業時間の縛りもあり、今、

働いていて兼業する方は、今の就業先での兼業が取り難くなってしまふ。その意味で、業務委託が皆さんに適用しやすい案だとして提案した。

【JHU】 そもそも、会社は再雇用の施策として出したのではないのか。

《会社》 解決金という形では出せない中で、マッチングにも応募できない方に対して、何らか労務の提供をして頂ければ、それに見合った形でお支払いするという提案だ。

【JHU】 これは解決金の代用ということか。

《会社》 雇用を軸にマッチングをやり、その延長の施策として提案したものだ。

【JHU】 業務委託は雇用を軸ではなく、軸から外れているのではないのか。

《会社》 雇用ではないが、業務機会を提供した。

【JHU】 フレックス制であれば、雇用で解決するという会社の考え方に沿うのではないか。

《会社》 フレックスと業務委託を比べたときに業務委託がよりフレキシブルだ。フレックスだと手を挙げられない方がいる。誰でも手を挙げられるように選んだ。

【JHU】 会社は雇用で解決する、雇用を軸に解決すると言ってきた。これは自由度が上がるとかいう問題ではない。時間管理も、解雇争議を解決するためには会社が対応すべき問題だ。